d　「④　大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含み、自己株式を除く。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。	d　「④　大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含む。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
e　［略］	e　［同左］
［⑯～㉚　略］	［⑯～㉚　同左］
㉛　株主の状況	㉛　株主の状況
a　［略］	a　［同左］
b　株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（１単元の株式数　株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数㈱」とあるのは「所有投資口数（口）」と、「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第94条第１項において準用する会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない投資口を除く。）の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況㈱」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。	b　株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（１単元の株式数　株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数㈱」とあるのは「所有投資口数（口）」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況㈱」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。
c　「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」の「①　大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。また、所有株式数からは、自己株式数を除くものとする。	c　「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」の「①　大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
d　［略］	d　［同左］
［㉜～㉟　略］	［㉜～㉟　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式	**第二号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　公開買付届出書	【提出書類】　公開買付届出書
【提出先】　関東財務局長	【提出先】　関東財務局長
【提出日】　平成　年　月　日	【提出日】　平成　年　月　日
【届出者の名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出者の名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代理人の氏名又は名称】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿